

(BC1) 土木広報戦略会議規則

平成 28 年 9 月 16 日制定

(目的)

第 1 条 土木広報戦略会議（以下「戦略会議」という。）は、土木界が一体となって取り組む広報戦略および基本方針を策定する組織であり、土木界の広報戦略を一元化出来る横断的な場とし、産官学、関係団体の協力体制を構築することを目的とする。

(活動)

第 2 条 戦略会議は、コミュニケーション部門における次の活動を行う。

- (1) 土木学会および土木界の広報活動ならびに土木の日に関すること
- (2) 社会・学会・会員相互のコミュニケーションに関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第 3 条 組織構成は、戦略会議および戦略会議の業務を補佐する幹事会とする。

2 戦略会議の構成員は、委員長 1 名、副委員長 3 名程度、幹事長 1 名、代表幹事 1 名、委員 50 名程度（うち委員兼幹事 10 名程度を含む）とする。また、必要に応じて委員会顧問を置くことができる。なお、土木学会運営規程における議長は委員長が行う。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (4) 代表幹事は幹事長を補佐する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第 4 条 委員長、委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、コミュニケーション部門主査理事とする。
- (2) 副委員長は、コミュニケーション部門担当理事とする。
- (3) 幹事長は土木広報センター次長の中から委員長が選任する。
- (4) 委員は、土木学会会員・支部部門担当理事、支部長、土木広報センターの代表者、専務理事、コミュニケーション部門代表幹事、社会資本の整備に関係する団体の代表者および会員の中から委員長が選任する。
- (5) 幹事は、委員長が選任する。

2 コミュニケーション部門担当理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 戦略会議は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて委員の意見を徴し、戦略会議の開催に代えることができる。

2 幹事長は幹事会を運営する。

(事務局)

第6条 土木学会における担当部署は、土木広報センターとする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この規則は、平成28年9月16日から施行する。